

議第25号 呉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

1 条例の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する自己啓発等休業の制度を導入するため、条例を制定するものです。

自己啓発等休業は、職員が、大学等課程の履修又は国際貢献活動をする期間、職務に従事しないことができる制度です。なお、当該休業の期間中は、給与を支給しません。

2 条例の内容

(1) 条例の趣旨（第1条）

地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものであることを示します。

(2) 自己啓発等休業の承認（第2条）

自己啓発等休業は、在職期間が2年以上である職員について、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認することとします。

(3) 自己啓発等休業の期間（第3条）

自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修の場合は原則2年、国際貢献活動の場合は3年を、それぞれ超えない範囲内で適当と認める期間とします。

(4) 自己啓発等休業の対象

ア 大学等課程の履修（第4条）

大学等課程の履修をする教育施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学の専攻科及び大学院、これらに相当する外国の大学等とします。

イ 奉仕活動（第5条）

奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動とします。

(5) 自己啓発等休業の承認の申請（第6条）

自己啓発等休業の承認の申請は、当該休業期間の初日及び末日、当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないことを定めます。

(6) 自己啓発等休業の期間の延長（第7条）

自己啓発等休業の期間は、第3条に規定する期間を超えない範囲内で、特別の事情がある場合を除き1回に限り延長ができることとします。

(7) 自己啓発等休業の承認の取消事由（第8条）

自己啓発等休業は、当該職員が正当な理由なく在学している課程を休学し、若しくはその授業を欠席し、又は奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない等の事由に該当するときは取り消すこととします。

(8) 報告等（第9条）

自己啓発等休業をしている職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合等には報告を要するほか、任命権者は当該職員と定期的に連絡を取り、十分な意思疎通を図ることとします。

(9) 職務復帰後における号給の調整（第10条）

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、昇給の場合に準じて号給を調整することができることとします。

(10) 退職手当の取扱い（第11条）

自己啓発等休業をした期間は、その期間（公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合にはその2分の1の期間）を退職手当の額の算出の基礎となる在職期間から除算することとします。

(11) 委任（第12条）

条例の施行に当たって必要となる事項は、規則で定めることとします。

3 施行期日

平成30年4月1日